

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年11月9日

【会社名】 株式会社アプリックス

【英訳名】 Aplix Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 兼 取締役社長 長橋 賢吾

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号

【電話番号】 (050)3786-1715

【事務連絡者氏名】 取締役 長橋 賢吾

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号

【電話番号】 (050)3786-1715

【事務連絡者氏名】 経営管理部部長 倉林 聡子

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】
その他の者に対する割当 787,500円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 404,775,000円
(注) 1. 本募集は、平成29年11月9日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として新株予約権を発行するものであります。
2. 行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】(株式会社アプリックス 第S-3回新株予約権証券)

(1) 【募集の条件】

発行数	7,875個(新株予約権1個につき100株) 上記の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、発行する新株予約権の総数が減少したときは、その申込みの総数をもって割り当てる新株予約権の総数とする。
発行価額の総額	787,500円
発行価格	新株予約権1個につき100円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年11月27日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アプリックス 経営管理部 東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号
払込期日	平成29年11月27日(月)
割当日	平成29年11月27日(月)
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 高田馬場支店 (東京都新宿区高田馬場3丁目2番3号)

- (注) 1. 株式会社アプリックス第S-3回新株予約権証券(以下「本新株予約権」)の発行については、平成29年11月9日(木)開催の取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本新株予約権にかかる割当契約(以下「本新株予約権割当契約」)を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権割当契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。
4. 本新株予約権の募集については、第三者割当の方法によります。
5. 本新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。)
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の総数は、787,500株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする)。 ただし、付与株式数は、下記(注)1の定めにより調整されることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。 なお、行使価額は、1株当たり513円とし、本新株予約権発行後、下記(注)2により調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	404,775,000円 (注) 下記(注)2により行使価額が調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1に相当する金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合その端数を切り上げる。資本金等増加限度額から資本金増加分を減じた額は、資本準備金に組み入れるものとする。
新株予約権の行使期間	平成30年1月1日から平成33年3月31日までとする。 (注) 平成33年3月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 行使請求の受付場所 株式会社アプリックス 経営管理部 2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 高田馬場支店

新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成30年、平成31年、平成32年の各事業年度(1/1～12/31)において合併会社の売上総利益(粗利)が3,800万円を超えた場合、本新株予約権の50%を行使可能。 平成30年、平成31年、平成32年の各事業年度(1/1～12/31)において合併会社の売上総利益(粗利)が4,700万円を超えた場合、本新株予約権の100%を行使可能。 <p>・ノックアウト条項 発行後、株価が当初行使価額の60%を下回った場合、新株予約権を行使することができない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 当社は、当社取締役会の決議により、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を本新株予約権1個当たり100円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 当社は、本項「新株予約権の行使の条件」に定める権利行使の条件を欠くことになった場合又は新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で取得する。 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件3.」に記載のとおり、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数の調整

割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「合併等」という。)を行う場合、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 行使価額の調整

- (1) 割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- (2) 当社が、時価を下回る価額で新株式の発行(本新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)を行う場合、又は、当社が時価を下回る価格で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

- (3) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、当社の合併等(本項各号に別途定める場合を除く)のために行使価額の調整を必要とするとき、その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき等には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

4. 新株予約権の行使の方法

本新株予約権者は、当社の指定する請求書に行使に係る本新株予約権の内容及び数並びに本新株予約権を行使する日等の必要事項を記載して当社に提出し、かつ、行使価額に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額を支払わなければならない。

5. 1円未満の端数の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

6. 租税公課

本新株予約権者は、本新株予約権の行使により課せられる一切の租税公課を自己の負担と責任において納付するものとする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
404,775,000	4,520,000	400,255,000

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(787,500円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(403,987,500円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」)は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用及び新株予約権の公正価値算定費用等の合計額であります。

4. 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。

また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

手取金の使途については、次のとおり予定しています。

具体的な使途	金額	支出予定時期
当社IoTソリューション事業のうち、光通信社との間で設立する合弁会社に供する事業の運転資金	400,255,000円	平成30年1月～平成33年3月

本新株予約権につきましては、後記「第一部 [証券情報] 第3 [第三者割当の場合の特記事項] 1 [割当予定先の状況] c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、割当予定先である株式会社光通信（以下「光通信社」）との相互協力関係の強化及び光通信社の当該合弁事業に対する意欲及び士気の向上を目的として発行するものであり、かつその行使については、「第一部 [証券情報] 第1 [募集要項] (2) [新株予約権の内容等] 「新株予約権の行使の条件」」に記載した条件を満たすことで行使可能となるうえで、更に本新株予約権者の判断により行使がなされるものであることから、具体的な行使時期やその払込金額について資金計画に組み込むことは困難であります。当該合弁会社の業績が順調に推移し「第一部 [証券情報] 第1 [募集要項] (2) [新株予約権の内容等] 「新株予約権の行使の条件」」に記載した条件が達成可能となった場合には、それに伴い当該合弁会社を通じて販売を予定している当社IoTソリューション事業の製品取扱高の増加が見込まれることから、上記差引手取概算額400,255,000円は、当該合弁会社に供する事業において提供予定のスマートフォンを介して位置情報等を通知する当社製品のロケーションビーコン「MyBeaconシリーズ」等の増産に要する原材料費用及び製造費用、安定的な製品供給・サポート体制の拡充等の資金に充当する予定です。

なお、当該合弁会社は、上記「MyBeacon」等当社のIoTソリューション製品及び光通信社の子会社が取り扱うSIM（Subscriber Identity Module、加入者識別モジュール）及び法人向け携帯電話等を仕入れ、それらを外部顧客へ販売するビジネスモデルであり、製品製造等に係る費用は発生しないことから安定した収益の獲得が見込め、かつその獲得した収益は当該合弁会社の事業の運転資金に充当することから、割当先である光通信社が本新株予約権を行使しない場合であっても、当該合弁会社の自己資金で運用することが可能であると考えております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	株式会社光通信
本店の所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
直近の有価証券報告書の提出日	第30期有価証券報告書 平成29年6月29日 第31期第1四半期報告書 平成29年8月14日

b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、非中核事業である出版事業の子会社株式譲渡を実施し、また平成29年3月28日開催の第32回定時株主総会における決議を以て新経営体制に移行する等、中核事業であるIoTソリューション事業により注力するための施策を積極的に行ってまいりました。

このような状況下、当社は当社IoTソリューションの更なる販売強化を図ってまいりましたが、今般、光通信社との間で合弁会社を設立することにより、高い営業力を有する光通信社の営業ノウハウや人材の提供を受けることによる当社IoTソリューションの更なる販路拡大及び販売強化が可能となると判断したことから、光通信社と合弁会社を設立することについて合意し、本日開催の取締役会において当該合弁会社の設立について決議いたしました。

当該合弁会社においては、光通信社側においてもSIM及び法人向け携帯電話等の販売を目的とした営業活動を行う予定であり、当社製品「MyBeaconシリーズ」等を併せて顧客へ提案することでより効率的な営業活動が可能となる等、当社及び光通信社両社にとってメリットを享受できるものとなっております。

当社では、本合弁会社設立により当社IoTソリューションの販路拡大及び販売強化が加速し、更なる当社企業価値向上が実現できるものと考えておりますが、光通信社との相互協力関係を更に強化することで当該合弁会社の企業価値が増大され、ひいては当該合弁会社の親会社である当社においても更なる業績拡大及び企業価値の向上につながると判断したこと、また「第一部 [証券情報] 第1 [募集要項] (2) [新株予約権の内容等]「新株予約権の行使の条件」」の内容を達成条件としたインセンティブを付与することで光通信社の当該合弁事業に対する意欲及び士気の向上につながると判断したことにより、割当予定先である光通信社より提案された本新株予約権の発行について当社内において検討した結果、本日開催の取締役会において光通信社を割当先とする有償ストック・オプションの発行を決議いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

株式会社光通信 787,500株

(注) 割り当てられる新株予約権の目的である株式の数を記載しております。

e. 株券等の保有方針

当社は、光通信社から、本新株予約権は譲渡せず、また本新株予約権行使により交付される株式は長期的に保有する方針であることを確認しております。

なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものと定めております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、光通信社について、同社の第30期有価証券報告書(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)及び同社の第31期第1四半期報告書(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)に基づき経営成績及び財政状態を確認しております。

以上により、同社の資金等の状況については、当社への払込日時点において要する資金については特段問題がなく、本新株予約権の発行についての払込みに関して確実性があるものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先である株式会社光通信は、東京証券取引所市場第一部に上場しております。また、当社が東京証券取引所に提出した平成29年6月30日付「コーポレート・ガバナンス報告書」のうち、「内部統制システム等に関する事項」において公表されている同社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況の内容、当社所定の反社会的勢力との関わりについての審査結果等により、当社並びに同社の役員及び主要株主が反社会的勢力である事実、反社会的勢力等が同社の経営に関与している事実、当社並びに同社の役員及び主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力等の維持、運営に協力若しくは関与している事実、並びに、当社並びに同社の役員及び主要株主が意図して反社会的勢力等と交流を持っている事実は一切ないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要であります。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役 能勢元）が、当社の本新株予約権の発行要項を考慮し、本新株予約権の決議日前営業日の当社普通株式の株価終値（513円）、行使価額（513円）、満期までの期間（3年3ヶ月）、ボラティリティ（52.60%）、無リスク利率（-0.154%）、配当利回り（0%）、過去の対象事業の売上総利益を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した公正価値の結果を勘案し、本新株予約権1個あたりの発行価格を100円とすることといたしました。なお、権利行使条件に付された業績条件の達成確率は、当社及び光通信社が当該合併会社に供する事業の過去の対象事業の売上総利益に基づき算出されています。

また、本新株予約権の行使価額は、既存株主の皆様と与える影響等を考慮したうえで、割当予定先と協議・交渉した結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を行使価額とすることで合意がなされ、513円が行使価額となっております。

上記の通り、本新株予約権の発行価格は第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が新株予約権の発行価格の算定手法として、一般的なオプション価格算定モデルである多変量数値解析法を用いて公正価値を算定しており、当該第三者機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、また、行使価額につきましても、発行決議日前日終値の100%であることから、本新株予約権の発行価格及び行使価額は、適正かつ妥当な価額であり、特に有利な金額には該当しないと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株予約権の発行条件について十分な討議、検討を行った結果、出席取締役全員の賛成により、本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、平成29年11月9日開催の取締役会に出席した監査役3名(うち社外監査役2名)からは、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断でき、当社株式の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案しても、当該発行価格が、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の普通株式の数は787,500株であり、議決権の数は7,875個であります。よって、全ての本新株予約権が行使された場合の本資金調達による希薄化率は、平成29年6月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数14,353,930株に対し5.49%(平成29年6月30日現在の議決権総数141,590個に対し5.56%)となっております。

当社といたしましては、今回の第三者割当による新株予約権の募集は、共同して合併事業を営む光通信社の当該合併会社における合併事業に対する意欲及び士気の上昇、及び光通信社との相互協力関係の更なる強化を目的として付与するものであり、ひいては当社企業価値の向上につながるものと考えていることから、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号	0	0%	787,500	5.27%
郡山 龍	東京都新宿区	497,700	3.52%	497,700	3.33%
カブドットコム証券株式会社	千代田区大手町1丁目3番2号	435,300	3.07%	435,300	2.91%
チャールズ レーシー	愛知県名古屋市中区	198,000	1.40%	198,000	1.32%
SMB Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7-12	195,900	1.38%	195,900	1.31%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN(CASHPB)(常任代理人野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1丁目9-1)	130,300	0.92%	130,300	0.87%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	123,700	0.87%	123,700	0.83%
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	116,100	0.82%	116,100	0.78%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	107,800	0.76%	107,800	0.72%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	104,100	0.74%	104,100	0.70%
堀内 茂隆	福岡県久留米市	88,600	0.63%	88,600	0.59%
計		1,997,500	14.11%	2,785,000	18.63%

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年6月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年6月30日現在の所有株式数に係る議決権の数を、平成29年6月30日現在の総議決権数(141,590個)で除して算出した数値であり、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年6月30日現在の所有株式数に係る議決権の数を、平成29年6月30日現在の総議決権数(141,590個)に、本新株予約権が全て行使された場合に増加する株式に係る議決権数(7,875個)を加えた数(149,465個)で除して算出しております。
3. 株式会社光通信の「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本新株予約権を全て行使した場合に増加する株式数を加算し算出しております。
4. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 資本金の増減について

組込情報の有価証券報告書(第32期)の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に、資本金及び資本準備金の額は、以下のとおり減少しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額(円)	残高(円)	増減額(円)	残高(円)
平成29年3月31日	12,020,939,177	1,861,668,197	617,907	

(注) 1. 会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えたものであります。

2. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第32期)及び四半期報告書(第33期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の提出日までの間に生じた変更及び追加すべき事項は、以下のとおりです。なお、変更又は追加がある項目のみ抜粋し、変更又は追加箇所を下線で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

「事業等のリスク」

(12)重要事象等について

当社グループは、総合エンターテインメント事業を中心とした事業から、テクノロジー事業への転換を行ってまいりました。当第3四半期連結累計期間においては、平成29年3月31日付で実施した出版事業に属する子会社3社の株式譲渡の実施等により、売上高は518,944千円と出版事業の売上高が含まれていた前第3四半期連結累計期間と比較して54.5%減少したものの、営業損失は278,083千円、経常損失は292,049千円、親会社株主に帰属する四半期純損失は804,002千円といずれも前第3四半期連結累計期間と比較して改善しております。しかしながらゲームやアニメーションの事業会社売却、旧来のソフトウェア事業を推進していた海外子会社の清算、非収益部門の廃止や本社移転等、様々な施策を行ってきたこと等により、前連結会計年度(平成28年12月期)まで5期連続となる売上高の減少、営業損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナスが継続していることから、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社グループは、こうした状況を解消するため、以下の施策を実施し、当該状況の解消又は改善に努めております。

テクノロジー事業においては、通信モジュールからスマートフォン用のアプリケーション、クラウドまでIoT製品化に必要なトータルソリューションを提供し、顧客のIoT化ニーズの実現と今後の更なる受注拡大を目指します。当社IoTソリューションについては、空気清浄機、浄水器、ペット用品及びコーヒーマーカー等様々な製品への採用が進んでおり、当社IoTソリューションの採用に伴う収益の増加が今後の当社の業績向上に寄与していくものと考えております。

出版事業においては、平成29年2月23日の取締役会にて、アプリックスIPパブリッシング株式会社、フレックスコミックス株式会社及び株式会社ほるぶ出版の全株式の譲渡(以下「本株式譲渡」)を決定し、平成29年3月31日に本株式譲渡を実施いたしました。本株式譲渡により、株式の希薄化を招くことなく中核事業のIoTソリューション事業を推進していくための資金を400,000千円調達することができ、また、今後は経営資源をすべて当該事業に注力できるようになると考えております。

コスト削減については、総合エンターテインメント事業からの撤退、及び上記出版事業に属する子会社3社の株式譲渡の実施により、過去の事業にかかるコスト削減は完了したと考えております。また、当社の成長軌道への回帰を早期に実現するため、平成28年12月期には非収益部署の廃止等を実施しております。今後も業務の効率化等による継続的なコスト削減等を実施し、更なる体質強化と収益性の改善に努めてまいります。

なお、IoTソリューション事業における更なる収益性向上を目指すべく、当該事業に属する主要な子会社である株式会社アプリックスと平成29年4月1日付で合併し、持株会社体制から事業会社へ移行することといたしました。当該合併により、業務の簡素化及び経費節減等が実現し、更なる収益基盤の強化が可能になると考えております。

財務面においては、上記のとおり平成29年3月31日付で実施した出版事業に属する子会社3社の株式譲渡により400,000千円を調達いたしました。IoTソリューション事業を積極的に推進するための資金の確保、及び財務基盤の健全化並びに安定化を目的として、必要に応じて資金調達を検討してまいります。

しかしながら、これらの対応策を実行していくものの、今後の事業計画については今後の経済環境の変化による影響を受ける等により、計画どおりに推移しない可能性があり、この場合当社の資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。したがって現時点においては、継続企業的前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業的前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

3. 財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象について

「第三部 追完情報 1 事業等のリスクについて (12)」に記載のとおり、継続企業的前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりますが、当社グループは、こうした状況を解消するため、「第三部 追完情報 1 事業等のリスクについて (12)」に記載の施策を実施し、当該状況の解消又は改善に努めております。

4. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第32期)の提出日以後、本有価証券届出書の提出日までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

・平成29年4月3日提出の臨時報告書

[提出理由]

平成29年3月28日開催の当社第32回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

[提出内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

平成29年4月1日付で当社商号を「株式会社アプリックス」に変更するため、現行定款第1条(商号)を変更する。

第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件

1. 資本金の額の減少の内容

減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額13,882,607,374円のうち12,020,939,177円を減少し、1,861,668,197円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替える。

資本金の額の減少が効力を生じる日

平成29年3月31日

2. 資本準備金の額の減少の内容

減少する資本準備金の額

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額617,907,000円を全額減少し、0円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替える。

資本準備金の額の減少が効力を生じる日

平成29年3月31日

3. 剰余金処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記1.及び2.の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金12,638,846,177円の全額を減少して、繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損補填に充当する。

減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 12,638,846,177円

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 12,638,846,177円

剰余金の額の減少が効力を生じる日

平成29年3月31日

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役として、長橋賢吾、石黒邦宏、及び平松庚三を選任する。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、監査法人ハイビスカスを選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

基準日(平成28年12月31日)現在における議決権の状況

議決権を有する株主数 10,316名

総議決権数 141,539個

議決権行使の状況

	株主総会前日までに行使された議決権	株主総会当日に出席した株主の議決権	合計
株主数	4,654	43	4,697
議決権の数	66,420	12,215	78,635

当該決議の結果等

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果(賛成割合)
第1号議案 定款一部変更の件	77,266	1,341	28	(注)1	可決 (98.3%)
第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件	76,566	2,000	69	(注)2	可決 (97.4%)
第3号議案 取締役3名選任の件					
長橋 賢吾	75,030	3,577	28	(注)2	可決 (95.4%)
石黒 邦宏	75,089	3,518	28		可決 (95.5%)
平松 庚三	75,033	3,574	28		可決 (95.4%)
第4号議案 会計監査人選任の件	76,329	2,178	128	(注)2	可決 (97.1%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。

[提出理由]

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

[報告内容]

1. 当該事象の発生年月日

平成29年5月11日

2. 当該事象の内容

(1) 事業再編損

平成29年3月31日付で当社の完全子会社であるアプリックス出版ホールディングス株式会社(以下「出版ホールディングス」)が保有する出版事業に属する子会社3社の株式について譲渡(以下「本株式譲渡」)を実施し、その結果、本株式譲渡により発生した関係会社株式売却損350百万円(連結)、及び本株式譲渡に実施にあたりアドバイザー業務を委託した業者に対し支払った業務委託料やその他弁護士費用等の合算額等について、連結及び個別の特別損失に計上いたしました。

(2) 関係会社株式評価損

本株式譲渡に関して、当社が保有する出版ホールディングス株式の実質価額が著しく低下したため、「金融商品に関する会計基準」に基づき関係会社株式評価損として個別の特別損失に計上いたしました。

なお、本関係会社株式評価損については連結決算において消去されるため、当社グループ連結損益への影響はありません。

3. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

(連結)

平成29年12月期第1四半期の連結損益計算書において、事業再編損463百万円を特別損失に計上いたしました。

(個別)

平成29年12月期第1四半期の損益計算書において、関係会社株式評価損551百万円及び事業再編損112百万円を特別損失に計上いたしました。

・平成29年11月9日提出の臨時報告書

[提出理由]

当社は、平成29年11月9日開催の当社取締役会において、子会社の設立を決議いたしました。

当該子会社は当社の特定子会社に該当する可能性があるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

[報告内容]

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 株式会社アプリックスマーケティング(仮称)
住所 : 東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号(予定)
代表者の氏名: 代表取締役 長橋 賢吾
資本金 : 10百万円
事業の内容 : IoTソリューション事業、及び法人向け携帯電話販売事業等

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前: - 個

異動後: 102個(予定)

総株主等の議決権に対する割合

異動前: - %

異動後: 51 %

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社は、非中核事業である出版事業の子会社株式譲渡を実施し、また平成29年3月28日開催の第32回定時株主総会における決議を以て新経営体制に移行する等、中核事業であるIoTソリューション事業により注力するための施策を積極的に行ってまいりましたが、今般、光通信社との間で合弁会社を設立することにより、高い営業力を有する光通信社の営業ノウハウや人材の提供を受けることによる当社IoTソリューションの更なる販路拡大及び販売強化が可能となると判断したことから、光通信社との間で合弁会社の設立について合意し、本日開催の当社取締役会で当該合弁会社の設立について決議いたしました。

異動の年月日: 平成30年1月4日(予定)

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第32期)	自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日	平成29年3月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第33期第3四半期)	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	平成29年11月9日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年3月28日

アプリックスIPホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 康 彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永 田 立 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアプリックスIPホールディングス株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アプリックスIPホールディングス株式会社及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度までの4期連続となる売上高の減少、及び当連結会計年度を含む5期連続となる営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している。当連結会計年度においても、929,271千円の営業損失、929,939千円の経常損失、985,657千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上するに至った。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年2月23日開催の取締役会において、連結子会社であるアプリックスIPパブリッシング株式会社、フレックスコミックス株式会社、及び株式会社ほるぶ出版の全株式について譲渡する契約を締結することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アプリックスIPホールディングス株式会社の平成28年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、アプリックスIPホールディングス株式会社が平成28年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年3月28日

アプリックスIPホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 康 彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永 田 立 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアプリックスIPホールディングス株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アプリックスIPホールディングス株式会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は、前事業年度まで、4期連続となる売上高の著しい減少及び営業損失を計上している。また当事業年度においても、前事業年度と比較して42.9%の売上高の減少、985,899千円の営業損失、970,934千円の経常損失、1,016,189千円の当期純損失を計上するに至った。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年2月23日開催の取締役会において、連結子会社であるアプリックスIPパブリッシング株式会社、フレックスコミックス株式会社、及び株式会社ほるぶ出版の全株式について譲渡する契約を締結することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月9日

株式会社アプリックス
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 海輔 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 克幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプリックス(旧会社名 アプリックスIPホールディングス株式会社)の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年1月1日から平成29年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アプリックス(旧会社名 アプリックスIPホールディングス株式会社)及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成24年12月期から平成28年12月期まで、5期連続となる売上高の著しい減少、営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している。また、当第3四半期連結累計期間においても、278,083千円の営業損失、292,049千円の経常損失、804,002千円の親会社株主に帰属する四半期純損失を計上するに至った。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年11月9日開催の取締役会において、株式会社光通信との間で合併会社を設立することについて決議し、同日付で合併契約を締結している。

3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年11月9日開催の取締役会において、第三者割当による第S-3回新株予約権の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途管理しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。